

財務省告示第二十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百六 十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二千七百三十六億円	二 千 七 百 四 十 九 億 千 三 百 二 十 八 万 円	五 万 円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十六年十二月二十日	額面金額百円につき百円四十八 銭

十一
十二

利率
初期
利率
子

年一・五パーセント
平成十七年六月二十日
を
支
払
期
間
の
間
に
お
き
は
、
金
額
を
支
払
う
。
が
銀
行
休
業
日
に
お
き
は
、
そ
の
翌
日
に
お
き
は
、
次
号
及
び
第
十
四
号
に
お
き
は
、
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三

第二期
以後
の
利
子

毎
年
六
月
十
日
及
び
十
二
月
十
日
を
支
払
期
と
し
、
日
を
支
払
期
と
し
、
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す

十四

償還
期
限

平
成
十
六
年
十
二
月
十
日

十五

元
金
支
出

日
本
銀
行

十六

払
込
期
日

平
成
十
六
年
十
二
月
十
日

十七